

平成十五年度

予算の編成方針とその概要

杉並区長 山田 宏

平成十五年度予算の編成にあたっての基本的な考え方と施策の概要について申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年十二月三十日、東京証券市場は、昭和五十七年以来、二十年ぶりに九千円台を割り込んでの取引終了という結果となりました。以来、株価の低迷は現在も引き続いていきます。このことに象徴されるように日本経済は長期間低迷し、政府は、平成十五年度の経済見通しについても、名目成長率をマイナス〇・二%、実質で〇・六%と決定いたしました。名目成長率は三年連続でマイナス成長ということになり、デフレ進行に歯止めがかからないことを政府みずから認めざるをえない結果となっています。また、不良債権処理に伴い雇用情勢も一段と厳しさを増し、十五年度の平均完全失業率は五・六%と過去最悪を更新するとの見通しを公表しています。

今や誰の目にも明らかのように、日本経済の最大の問題は、デフレと不良債権の悪循環から脱け出せないことであり、デフレから脱却し、日本経済を再生するためには、大胆な政策を思い切って示し、直ちに実行する以外にこの難局を切り開く道はありません。

十二年度の予算編成方針の中で、私は、「今の私達にとつての最大の危機は何もしないことであり、変化を嫌って従来の型にとらわれ、人々の共通の課題に無関心を装っている社会には未来はない」と申し上げましたが、今、そのことをより切迫した思いで感ぜざるをえないのであります。

私と同じような感慨を多くの識者が持ち、警鐘を打ち鳴らしています。例えば『日本経済 不作為の罪』の著者の滝田洋一氏も、「為すべきことを為さないことを不作為というが、不作為もれっきとした「行為」なのであり、経営者や政策責任者が為すべきことを為さずに事態を悪化させたとすれば、それは「不作為の罪」というほかない」と「不作為の罪」を厳しく指弾しております。全く同感であります。

十五年度の予算は、このように区財政を取り巻く環境が一層厳しさを増す状況のもとでの編成となりました。

二 四年間をふりかえつて

十五年度予算は、私が区長として編成する四回目の通年予算となります。そこで、この四年間をふりかえつて、区長就任以来の取り組みについて一言申し上げたいと思います。私が、この間めざしてきたことを端的に申し上げれば、区を自立した「地方政府」に一歩でも近づけるといふことのできまいます。

「地方自治体」ではなく敢えて「地方政府」と申し上げるのは、主権者である「国民」は、区市町村、都道府県、国というそれぞれの段階で、租税等の負担を分かちあうとともに、地方自治体の長と議会を地域住民が直接公選する政治形態をとっていることから、「国」と「地方自治体」との関係もそれぞれ役割の異なる「政府」と「政府」の関係であると捉えるべきと考えるからでございます。

戦後の高度成長期には有効だった、国が主導して国民全体の生活水準を一律に引き上げる仕組みが機能しなくなり、地域のことは地域の実情に応じて、自治体がみずからの責任で決定できる仕組みに変えていくことが必要になっています。誤解を恐れずに言えば、国はナショナルミニマムを実現するために、二十世紀型の「規格大量生産型」の「地方自治」を推し進め、どの地域に行っても同じサービスを受けることができる方式をつくり出してきました。しかし、国民生活が一定水準に到達した今、このまま住民から一番遠い国が制度をつくり施策を立案し続けるならば負担と受益の関係はますますあいまいになり、行政サービスは大変非効率で貧しいものになってしまいます。地方が活力を持ち、豊かになることこそが国を繁栄させることになる、私はそのように考えるものがあります。明治維新以来、時の政府は「富国強兵」「殖産興業」のスローガンを掲げ、国富を増大させてまいりました。また、第二次世界大戦後の繁栄をリードしたのも「護送船団方式」と呼ばれる国策によるものでした。しかし、これからは、地方が独自の取り組みによつて元気になり、地方から活力を生み出していくことこそが日本全体の繁栄につながるものと考えます。

したがって、国は、外交など全国的な視点にたって行わなければならない施策を重点的に担い、住民に身近な施策はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として役割分担すべきであります。この考え方の基本は、機関委任事務の廃止に象徴されるように、平成十二年四月に施行された「地方分権一括法」に盛り込まれました。しかし、税源移譲など財政自主権の確立の点からみると、いまだ地方分権改革は、その途上にあると言わざるをえません。そのことは、先日行われた「朝日新聞」の全国首長アンケートにおいて小泉内閣が進める地方行財政改革に対し八割近くが評価できないとし、その評価できない理由の三十八%が「国から地方への税源移譲が進んでいない」ことをあげていることから明らかです。

財政自主権が確立していない状況の中にあっても、自立した「地方政府」の実現に向けた挑戦が、今の閉塞感に満ちた時代に求められていると思います。地方から改革成功の体験を中央に発信することこそが、文字通り「地方から国を変える」ことになるのであり、私はそのための取り組みを、この四年間進めてまいりました。杉並環境目的税の提案、住民基本台帳ネットワークへの不参加等もこうした取り組みの一環として行ってきたものでございます。そして、これらの取り組みを進める際の視点として私が最も重視してきたのは、「お上」すなわち「官の常識」ではなく、国民・住民すなわち「民の常識」を大切にすることです。そのために自治体経営に「民間の経営感覚」を導入することを宣言し、民間と競合するサービス分野では、民間との役割分担を見直し、コストを下げ、サービスの質を高めるための競争を求めました。加えて、自治体間でも、より優れた施策を競い合う時代になっているという認識の徹底も図ってきました。また、そうした取り組みが常に民意に沿うものとなるよう顧客主義の徹底と区民参画の推進に努めてまいりました。住民をお客様と考えるならば、区は区民の願いや求めるものに敏感でなければなりませんし、区民を企業の株主と考えるならば、積極的に経営内容を公開しなければなりません。情報の公開と区民の参画が不徹底であれば、みずからの要望がどこまで受け入れられ、実行されたのか、区民が評価できません。こうしたことから「民の常識」を原点に据えて改革を進めてきたところでございます。

【財政基盤の確立】

区を自立した「地方政府」へ近づけるための取り組みとして、私がまず着手したことは、財政基盤を確立して、みずからの足元を強固にすることにあります。

私は、区長就任の所信表明の際、「行革なくして明日の区政はない」ということを申し上げました。それは、必要な施策の展開や将来のための投資を実現するためには、思いきった行政改革を行い、強固な財政基盤を確立することが緊急の課題であるという認識に立っていたからでございます。そこで、聖域を設けず、すべての事務事業を総点検する事務事業評価を行うとともに、職員人件費の抑制等内部努力の徹底、まちづくり公社など外郭団体の廃止、補助金・手当等の削減を図るなどを「行財政再建緊急プラン」として取りまとめ、当面の改革を実施いたしました。さらに、区財政の危機的状況を突破し、長期的な財政再建への展望を見出すために、十二年度の取り組みに引き続き、「スマートすぎなみ計画」を策定し、中長期目標を設定するとともに、十四年度中に達成すべき当面の目標を掲げ、財政健全化に努めました。

その結果、平成十年度、十一年度と二年連続で九〇%台を記録した「経常収支比率」は、この間の取り組みの成果により、十三年度決算では八十二・二%と大幅に改善することができました。「財政調整基金」積立額の増額、「起債残高」の削減、そして「減税補てん債」発行額の圧縮の三つを当面の財政再建目標として設定しましたが、そのいずれにつきましても、今年度中の目標達成は確実になっております。このことは、区議会及び区民の皆さまからの多くの励ましとご協力を頂戴しながら行革に取り組めたからであり、改めて感謝申し上げます。

財政的な自立に向けた取り組みに関しては、十四年度にも大きな前進がありました。杉並区として初めて単独で市場公募債を発行したこと、これまでは、政府資金等を活用した区債や、指定金融機関が引受をする縁故債などを発行してまいりましたが、このたび発行した「育て！杉苗債」は、区が独自に区債を発行し、直接杉並区民の力で事業の資金をまかなうというもので、

区民の反響も大きく、財政自主権の確立という面からも大きな意義があるものと考えております。

【二十一世紀における区の将来像の策定】

取り組みの第二は、「地方政府」の基本構想である「二十一世紀ビジョン」と、それを実現するための、「基本計画」「実施計画」の策定でございます。

平成十二年度には地方分権改革、特別区制度改革により地方自治は新たな段階を迎えました。広く区民各層のご意見、ご要望を受けとめつつ、区を取り巻く環境の変化に的確に対応し、二十一世紀における夢と目標を描き、しっかりとした羅針盤をもって前進するために新しい基本構想「二十一世紀ビジョン」の策定を行いました。区の新しい将来像を「区民が創る『みどりの都市』杉並」としましたが、この目標実現にあたっては、住民に最も身近な政府の主権者である区民が参画し、区の施策の優先順位付けや選択を行うことが不可欠となっております。また、多様化する区民のニーズには、行政だけでは十分に応えられなくなってきたており、区民と区との協働による取り組みを行わなければ、きめ細かな対応ができなくなっています。

このような認識のもと、区民との協働によるパートナーシップ型の区政をつくるための自治の基本的な仕組みづくりを重点課題と位置付け、自治基本条例、地域活動支援条例、まちづくり条例、防災対策条例をいずれも区民参加によって検討し、条例案の策定につなげていく取り組みを始めました。十三年度に、地域活動の支援や協働を推進する「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」と区民や事業者とともに防災対策を進める「防災対策条例」を制定いたしました。

【自治基本条例の制定】

十四年度には、区民参加によってまちづくりを進めるための「まちづくり条例」と、「地方政府」を支える自治の基本的な仕組みであり、区の「憲法」とも言うべき、自治基本条例の制定に取り組みました。「自治基本条例」に込めた私の想いは、自立する「地方政府」を実現するための決意表

明であり、宣言でもありません。

「地方分権一括法」により、機関委任事務が廃止され、形の上では国と地方は「役割を分かつ対等の関係」となりました。地方自治体の役割と責任が増大したことに伴い、より一層の区民の参画を得て、区政を進めていくためには、杉並区における自治の理念、地方政府としての枠組みや、区民の区政への参画と協働の仕組みなどを、区自らが条例で分かりやすく定める必要があります。自治基本条例は、主権者である区民が杉並らしい自治を築いていくことを宣言し、住民自治の更なる発展のために、区民一人ひとりが誇りを持って区政に参画し、協働する『自治のまち』を創っていくことを目指す意思を条例として制定したものでございます。

議会の積極的な修正提案もいただいて成立した、この条例によつて、「住民投票の請求」「区民意見の提出手続き」「審議会や懇談会等への区民参加」など、区民の皆さまが区政に参画するための仕組みが整えられ、そのために必要となる区政情報の提供や、財政状況の公表、行政評価の実施・公表などが区に義務付けられました。区政の区民参画が広がり、区民の意見がより一層区政に生かされるものと考えます。

【人材育成と五つ星の区役所】

第三に「地方政府」へと前進するために不可欠な区職員の意識を変え、区役所の体質を変えることに取り組みました。

まず、自治と分権の時代にふさわしい職員を育て、能力を開発する改革を進めるため、「杉並区人材育成プラン」を策定し、職員の能力と業績重視の人事制度への転換、挑戦する目標の設定と公正な評価の仕組みづくりなどを順次実施していくことといたしました。十五年度には、すべての職員が仕事における目標をみずから設定し、その目標の達成度など業績に基づいて評価される仕組みを導入いたします。

次に、職場を基礎に、全員参加の取り組みで「めざせ五つ星の区役所」運動を推進しました。行

政サービスの顧客である区民の立場に立つて、行政のあらゆる面に区民の意向を柔軟に反映させる杉並らしい顧客志向の区役所づくりです。厳しい経済状況の下では、区役所も変わらなければ、サービスに見合う負担をお願いする場合にも納税者である区民の納得が得られませんが、また、民間のサービスと比較される時代、区が提供するサービスの質と効率などの向上が強く求められています。

区民を区役所のお客様ととらえ、区民の立場で考え、質の高いサービスを最少のコストで提供するとともに、区民が高い満足感を得られるようにサービス提供のあり方を改善する取り組みは、単なる接遇向上運動を超えて、窓口や施設の区民サービスの見直し、電子区役所の構築、休日・夜間等開設時間の拡充・予約手続きの見直しなどにも及ぶものです。十五年度には、サービスコーナーと区民事務所の機能を統合した、駅前事務所を荻窪と高井戸に設置するなど、行政サービスの質と内容を高めてまいります。

この「五つ星の区役所」運動が区制七十周年を契機として、トップダウンではなく、職員自らの取り組みとして行われてきたことは、この四年間の職員意識の変化、組織の変化を端的に表すものとして、私の最も誇りに感じるところでございます。私は、窓口職場や出先事業所など区民と直接接する第一線職場で、多くの職員がこの運動の意義や取り組み方法をいきいきと話し合い、工夫をこらし、実践する光景をまのあたりに見て、区に働く職員の意識が四年前と大きく変化していることを肌で感じる事ができました。先日、日産自動車のCS担当者が荻窪サービスコーナーを訪れて、職員の対応のていねいさに驚き、すぐさま社内報で「CS好事例」として紹介し、販売店などのCS向上運動に活用されているということが、報道されました。これは、「五つ星の区役所」運動が本物の運動として職員の意識の中に深く根付いてきたことの証しであると思います。

三 自立した「地方政府」への自己変革

これまでの四年間の取り組みは、行財政改革によって財政再建の目途をつけ、さらに区の将来構想である「二十一世紀ビジョン」をつくり各分野の目標を明らかにし、また、その実現のために、

区民との協働という「杉並スタイル」を創り出し、総体として見れば地方政府へと自己変革する土台を築くための仕事であったと考えております。これからは、安全性に優れ、快適な家を建てるために、その土台の上に柱を立て、梁を渡し、屋根を葺いていかなければなりません。この四年間で、私が当面の目標として掲げてきたことの大半は達成しえたものと考えておりますが、「自立した地方政府」の確立という目標から見れば、未だ道半ばであり、残された課題の解決に向けての責任を十分感じているところでございます。

四 予算編成の基本的考え方

こうした状況のもとで編成する平成十五年度予算は、「財政健全化を図りつつ、二十一世紀ビジョンの実現を進めるとともに、地域経済活性化や安全・安心の地域社会づくりのための緊急課題に臨む予算」と位置付けております。また、今年が統一地方選挙の年であることから、選挙後に新たな事業の展開を可能にするための財源を一定程度確保する「準骨格予算」といたしました。

【計画事業の予算化】

予算編成にあたっての基本的考え方は、第一に、区税収入をはじめ歳入が全般的に落ち込む厳しい財政状況の中でも、必要な「実施計画」事業については予算化を行い、「杉並区二十一世紀ビジョン」に描かれた目標の実現をめざすこととございます。

少子高齢化の進展や環境問題、教育をめぐる問題の深刻化など区政を取り巻く環境の変化を踏まえ、昨年、「実施計画」の改定を行いました。計画の改定にあたっては、区議会や区民の皆さまのご意見も伺いながら、これまでの計画の見直しにとどまらず、必要な新規事業の計画化や、必要性の薄れた事業の再構築を行ったところでございます。

こうした経緯を経て、改定した「実施計画」の計画事業を予算計上し、「二十一世紀ビジョン」の実現に努めることが区民に対して果たすべき責務であるとの認識に立ち、必要な事業については

当初予算に計上することといたしました。

その結果、実施計画事業については、概ね九十三%反映しております。

【「スマートすぎなみ計画」の推進】

第二の基本的な考え方は、「スマートすぎなみ計画」に基づき財政改革を着実に実行し、「実施計画」事業など区民ニーズに応える事業の財源確保に努めていくこととさせていただきます。実施計画事業を円滑に推進していくためには、必要となる財源を生み出すための行革計画である「スマートすぎなみ計画」の実行を前提としております。

これまで、「基本計画」「実施計画」と、「スマートすぎなみ計画」を区政運営の車の両輪と位置付けており、議会や区民のみなさまのご協力を得て推進した行革の成果は、新たな計画事業の経費や、緊急度が高く区民要望の高い施策、また、今後の厳しい財政状況に備えるための基金の増額などに充当し、有効に活用してまいりました。

十五年度予算は、十四年度に「実施計画」と同時に改定した「第二次行財政改革実施プラン」の計画項目を確実に予算に反映させるとともに、この改定で新たに定めた、「財政調整基金」積立額の増額・起債残高の大幅削減・減税補てん債発行額の圧縮という「十七年度までに達成すべき財政健全化目標」を踏まえた予算として編成いたしました。

この結果、「スマートすぎなみ計画」については、職員九十名の削減などを含め、計画目標に対する達成率は概ね九十七%となっております。

【地域経済活性化のための緊急対策】

第三の基本的な考え方は、「準骨格予算」であっても今日の厳しい区民生活の実態に鑑み、景気・雇用対策など地域経済の活性化の緊急課題に応える予算とすることです。

景気・雇用が落ち込む中で、区が基礎的自治体としてできる限りの緊急対策を実施いたします。

緊急に実施する施策は、区内需要の創出や、雇用確保に波及する効果をもつものとし、四つの行動計画で構成した結果、予算規模は五億二千四百五十三万円となっております。

中でも、まず、雇用の確保に重点を置き、「求職者を支援する」事業として、雇用環境の実態や職探しの方法等対処策の相談・助言と、資格取得や自分の資格に磨きをかける意欲のある区民を支援する「求職者セミナー」の実施。「ワーク・インフォメーション（求職・求人相談案内）」を活用した求職・求人相談体制の充実。介護、子育て、配食サービスなど地域で暮らす人々の身近なニーズに応える事業を立ち上げるための地域密着型事業セミナーの実施などを新たに予算計上いたしました。雇用対策は国や都の責任領域であり、区のできることは限界がありますが、現下の状況は、区が少しでも雇用確保や区内需要の創出に取り組むことが、地域社会の活性化にとっても必要な事態に立ち至っているものと考えます。人は労働することによって生活の糧を稼ぎ、豊かな生活を実現することができません。しかし、労働の意義はそれだけでなく、働くことを通じて人間性を高めるということがあげられます。十四年度の予算編成方針では二宮尊徳の訓えを引用いたしました。私が、二宮尊徳に魅かれるのは、その現実にしつかりと足をつけた勤労精神であり、働くことを通じて、彼が人間性を高めていったその歴史なのです。しかし、いまや人間性を身につける機会となる働く場さえ奪われ、減少しつつあり、これは地域社会にとっても、区民一人ひとりにとっても極めて由々しい事態と言わざるをえません。

次に、「意欲ある商店街・事業者などを支援する」事業を行います。意欲ある商店街がみずからのアイデアと工夫により、活性化事業を提案し、みずからの責任において事業を進める「千客万来・アクティブ商店街事業」の規模を拡大するとともに、緊急雇用と結びつけて一層の規模の拡充を図りました。さらに、中小企業資金の貸しはがし対策として、「景気対策緊急運転資金融資」の創設や、取引先企業の倒産の影響によって連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するために中小企業倒産防止共済制度の共済掛け金を貸し付ける「連鎖倒産回避緊急対策」、環境の変化に即応して中小企業の経営革新と経営基盤の強化を支援する、中小企業経営革新支援法に基づく

「経営革新計画」作成のためのコンサルタント経費の助成などを、緊急実施いたします。

また、「区内需要を起す」事業として、介護予防の住宅改修をする他、区内業者に発注して一般的な住宅改修等を行う場合など、十五年度に限って無利子となるように利子補給する「住宅修築資金融資」の拡充を実施します。これらの事業以外にも、国の制度である「緊急地域雇用対策事業」を積極的に活用してまいります。

【安全・安心な地域社会をつくるために】

第四には、安全・安心の地域社会づくりに積極的に取り組む予算とすることです。

自立した「地方政府」の存立基盤は、地域社会の安全が確保され、地域住民が安心感を抱きながら暮らすことができることです。この安全・安心という観点から区を取り巻く状況を見ると、大きな危機感を持たざるをえません。

私は、十二年度予算編成方針の中で、二十一世紀こそは戦争のない、平和で豊かな時代になることを強く願うと述べました。しかし、実際には、今世紀もニューヨークでの同時多発テロ事件に始まり、その後も世界各地で戦争やテロが続き、今もイラクや北朝鮮等一触即発の危機をはらみ、多くの人々が不安と恐怖の中で暮らしております。

また、日本社会においても、食品の不当表示や原発の事故隠しなどの企業不祥事が頻発し、公正、正義という理念が危機に陥り、また、犯罪は凶悪化するとともに激増し、安全という日本社会の特質は有名無実と化そうとしています。住宅都市である杉並区においても、不審火やピッキングなどによる犯罪が目立つようになりました。また、家庭や学校、職場、地域などでの人間のつながりが希薄化するとともに、地域社会を取り巻く治安環境は悪化の方向に向かっています。

そこで、安全、安心な街をつくることが、まちの活性化につながるとの観点から、地域生活の安全確保を図る対策に取り組みます。

これまで、安全確保の対策としては、主に防災対策に重点を置き、学校等の耐震改修をはじめ、

地域防災無線のデジタル化など防災情報のシステム化・防災情報提供の多様化などを計画的に進めてまいりました。

しかし、最近区に寄せられる苦情で多くなっているものに歩きタバコにポイ捨て、放置自転車や守られないゴミ出しルールなどがあります。こうしたルールとマナーに反する小さな積み重ねが、まちを汚し、犯罪を増やし、その悪循環が地域を住みにくくし、地域社会から元気も活力も奪っています。現に、近年、区においては「ひったくり」や「空き巣」などの犯罪が増加しています。まちの安全・安心、美化等のルールづくりは現下の緊急課題となっていると考えます。

そこで、私は、今議会に「(仮称)生活安全及び環境美化に関する条例」を提案いたしました。この条例は、生活安全や環境美化に関する区民意識の高揚と自主的な活動の促進を図ることにより、地域における犯罪を防ぎ、生活安全が確保され、安心してくらすことのできる快適な地域社会をつくることを目的とするものです。実効性ある条例とするために、生活安全・環境美化推進モデル地区や路上禁煙地区を設定し、この地区において改善命令にしたがわない場合には、過料、罰金を課すとともに、区民や関係機関とともに事業を推進するための「(仮称)生活安全協議会」を設置するものとさせていただきます。

この取り組みに加えて、十五年度当初の緊急対策として、頻発する犯罪に対する防犯相談体制の充実や防犯鍵等の防犯設備改修を行う場合の融資あっせんにも取り組んでまいります。

五 予算の概要

【一般会計】

このようにして編成した平成十五年度一般会計予算の規模は、千二百八十二億五千八百万円となり、前年度と比べて六十三億六千万円、四・七%の減でございます。会計規模が減少した主な理由は、十四年度に行った基金の再構築の影響とデフレ下の景気低迷による特別区税等歳入の落ち込

みなどでございます。

【特別会計】

国民健康保険事業会計については、医療制度改革で老人保健医療制度の対象者を七十歳以上から七十五歳以上へ五年間で段階的に引き上げることなどにより、保険給付費が増となることなどの結果、会計規模は九・四％増加するとともに、老人保健医療会計の会計規模については、十一・七％の減を見込んでおります。

介護保険事業会計は、介護保険事業計画の見直しに基づき、保険料基準月額を改定いたしますが、保険料基準月額の改定にあたっては、三年間の事業運営により積み立てた「介護保険給付費準備基金」を活用し、今後二年間の介護保険事業計画における計算では三千三百五円になる保険料基準月額を三千円に抑制し、区民負担の軽減に努めてまいります。

この結果、一般会計と四つの特別会計の総予算額は、二千三百六十八億六千百十五万円となり、前年度と比べて、三・三％の減となりました。

六 おわりに

最後に、区民生活を取り巻く状況が厳しい今だからこそ、私は、厳しい現実を直視し、あえて希望を語りたいと思います。昨年のNHK大河ドラマ『利家とまつ』は、大河ドラマとしては久しぶりの高視聴率を記録いたしました。このドラマのキーワードは「一寸先は光」でした。原作者によれば、「一寸先は光」は、苦しい時代を少しでも明るく生きるために考え出したものであり、絶えずいいことがあると思っていると、思考が前向きになり、運も開けてくる、だから、どんなに苦しくても「一寸先は光」と考えなければならぬという想いを込めているとのこと。

私は、光あふれる明日を切り拓くためには、区がNPOやボランティア、区内のさまざまな事業

者をはじめ多くの区民と手をたずさえて、目の前にある一つ一つの課題に積極的に立ち向かおうとする気力、気迫をふるい起こすことが大切であると考えております。過去を懐かしみ、将来を思いわずらい、また、その責任を他に求めることはひとまず止め、まず、それぞれが、自らの置かれた状況を認め合い、気概をもって一つ一つの現実をとらまえ、明日への挑戦をすべき時です。よく見ればさまざまな分野で実践されているNPO・ボランティアの活動や地域における住民自治への先進的な取り組み、住民参加によるまちづくり活動など、明日に向かって進むエネルギーが区には満ち溢れています。

「一隅を照らす」とは比叡山を開いた伝教大師・最澄の言葉ですが、「お金や財宝は国の宝ではなく、家庭や職場など、自分自身が置かれたその場所で精一杯努力し、明るく光り輝くことのできる人こそ何ものにも変えがたい貴い国の宝である。一人ひとりがそれぞれの持ち場で全力を尽くすことによって、社会全体が明るく照らされていく。」という意味と聞いております。杉並に暮らす区民一人ひとりの活動が、太陽の光を受けて輝く月ではなく、たとえ一人ひとりの発する光は小さくともみずから光を発する光源となることができるなら、社会は希望に満ちたものとなるでしょう。混迷を極める世の中でどう対処すべきかという弟子の問いに幕末の儒学者である佐藤一斎は、「一灯を掲げて、暗夜を行く。暗夜を憂ふる勿れ（うれうるなかれ）。只だ一灯を頼むのみ。」と教えました。今の時代は、小さくとも自らが何らかの光源となり、その灯を頼りに一歩一歩歩いていくことこそ肝要です。そのような営みの結果、明るい新時代の扉が開かれていくものと私は確信しております。

私は、地方政府としての杉並区が、区民満足度の高い自治体へと自己変革することで、自立と自治をめざす全国自治体の一つの光源となり、変革のメッセージを全国に発信できるよう、初心に立ち返り、力の限りを尽くす所存でございます。議員各位並びに区民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、平成十五年度の予算編成方針と施策の概要について説明申し上げました。よろしくご審議のうえ、同時にご提案申し上げます関連議案とともに、原案通りご議決賜りますようお願い申し上げます。